○宮崎県産業廃棄物税条例施行規則

平成17年３月23日規則第６号

宮崎県産業廃棄物税条例施行規則をここに公布する。

宮崎県産業廃棄物税条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、宮崎県産業廃棄物税条例（平成16年宮崎県条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（循環型社会の形成に資するものとして規則で定める施設に係る課税の免除）

第２条　条例第４条第１号の規則で定める施設とは、次の各号のいずれかに該当する焼却施設であって、当該焼却施設で焼却処理を行っている事業者からの申請に基づき、あらかじめ課税地を所轄する県税・総務事務所の長（以下「所長」という。）が承認した施設とする。

（１）　産業廃棄物を原料又は原料及び燃料として、焼却処理を行う事業者自らの製品が製造されている焼却施設

（２）　産業廃棄物を焼却処理する際に発生する熱が回収され、製品の製造に必要とされる処理の工程に利用されている焼却施設

（３）　産業廃棄物を焼却処理する際に発生する熱が回収されることにより発電が行われ、発生した電気を自らの事業所内で利用して、なお余剰となる電力が売却されている焼却施設

２　前項の規定により課税免除の承認を申請しようとする者は、産業廃棄物税課税免除対象施設承認申請書（別記様式第１号）に、同項各号に掲げる要件のいずれかに該当することを証明するに足る書類を添付して、所長に提出しなければならない。

３　所長は、前項の申請書を受理した場合において、その承認の適否を決定したときは、産業廃棄物税課税免除対象施設承認（不承認）通知書（別記様式第２号）によって通知しなければならない。

４　前項の規定による承認を受けた焼却施設が、第１項に掲げる要件に該当しなくなったときは、当該承認を受けた者は、その該当しなくなった日から起算して５日以内に産業廃棄物税課税免除事由消滅届出書（別記様式第３号）を所長に提出しなければならない。

５　所長は、前項の届出書が提出されたとき、又は第３項の規定により承認した施設が、第１項に掲げる要件に該当しないと認めたときは、遅滞なく、産業廃棄物税課税免除対象施設承認取消通知書（別記様式第４号）により承認を取り消すものとする。

一部改正〔平成20年規則29号〕

（公益上その他の事由により課税が不適当なものとして規則で定める搬入に係る課税の免除）

第３条　条例第４条第２号に規定する規則で定める搬入とは、次に掲げる搬入とする。

（１）　天災その他の災害により排出された産業廃棄物の焼却施設（第２条第１項各号に該当するものを除く。以下この条において同じ。）又は最終処分場への搬入

（２）　法令等により焼却処理が義務付けられている産業廃棄物の焼却施設への搬入

（３）　次に掲げる要件のすべてに該当し、産業廃棄物税を課税することにより、地域経済に重大な影響を与えると認められる産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入であって、当該産業廃棄物を排出する事業者（以下この号において「対象事業者」という。）からの申請に基づき、あらかじめ所長が承認した搬入

ア　対象事業者が自らの製品を製造する過程において、継続的に排出される同一種の産業廃棄物（以下この号において「特定産業廃棄物」という。）であること。

イ　対象事業者が排出する特定産業廃棄物について有効な排出抑制方法及び再生利用方法が確立していないと認められること。

ウ　対象事業者の製品と競合する製品を製造している事業者が排出する特定産業廃棄物について、他の地方公共団体において産業廃棄物に関する税を課税していないこと。

２　前項第３号の規定により課税免除の承認を申請しようとする者は、産業廃棄物税課税免除承認申請書（別記様式第５号）に、同号に掲げる要件に該当することを証明するに足る書類を添付して、所長に提出しなければならない。

３　所長は、前項の申請書を受理した場合において、その承認の適否を決定したときは、産業廃棄物税課税免除承認（不承認）通知書（別記様式第６号）によって通知しなければならない。

４　前項の規定による承認を受けた者は、当該承認があった日以降に、第１項第３号に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなったときは、その要件に該当しなくなった日から起算して５日以内に産業廃棄物税課税免除事由消滅届出書（別記様式第３号）を所長に提出しなければならない。

５　所長は、前項の届出書が提出されたとき、又は第１項第３号に掲げる要件のいずれかに該当しないと認めたときは、遅滞なく、産業廃棄物税課税免除承認取消通知書（別記様式第７号）により承認を取り消すものとする。

（換算して得た数値）

第４条　条例第５条第２項の規則で定めるところにより換算して得た数値は、次の表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類（種類ごとに体積を計測できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類）に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる換算係数（産業廃棄物の体積１立方メートル当たりのトン数をいう。以下同じ。）を当該産業廃棄物の体積に乗じて得た数値とする。

産業廃棄物の種類	換算係数
１　燃え殻（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第２条第４項第１号に規定する燃え殻をいう。）	1.14
２　汚泥（廃棄物処理法第２条第４項第１号に規定する汚泥をいう。）	1.10
３　廃油（廃棄物処理法第２条第４項第１号に規定する廃油をいう。）	0.90
４　廃酸（廃棄物処理法第２条第４項第１号に規定する廃酸をいう。）	1.25
５　廃アルカリ（廃棄物処理法第２条第４項第１号に規定する廃アルカリをいう。）	1.13
６　廃プラスチック類（廃棄物処理法第２条第４項第１号に規定する廃プラスチック類をいう。）	0.35
７　紙くず（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下この表において「廃棄物処理法施行令」という。）第２条第１号に規定する紙くずをいう。）	0.30
８　木くず（廃棄物処理法施行令第２条第２号に規定する木くずをいう。）	0.55
９　繊維くず（廃棄物処理法施行令第２条第３号に規定する繊維くずをいう。）	0.12
10　動物又は植物に係る固形状の不要物（廃棄物処理法施行令第２条第４号に規定する動物又は植物に係る固形状の不要物をいう。）	1.00
11　獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物（廃棄物処理法施行令第２条第４号の２に規定する獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物をいう。）	1.00

12　ゴムくず（廃棄物処理法施行令第2条第5号に規定するゴムくずをいう。）	0.52
13　金属くず（廃棄物処理法施行令第2条第6号に規定する金属くずをいう。）	1.13
14　ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃棄物処理法施行令第2条第7号に規定するガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずをいう。）	1.00
15　鉱さい（廃棄物処理法施行令第2条第8号に規定する鉱さいをいう。）	1.93
16　コンクリートの破片その他これに類する不要物（廃棄物処理法施行令第2条第9号に規定する工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物をいう。）	1.48
17　動物のふん尿（廃棄物処理法施行令第2条第10号に規定する動物のふん尿をいう。）	1.00
18　動物の死体（廃棄物処理法施行令第2条第11号に規定する動物の死体をいう。）	1.00
19　ばいじん（廃棄物処理法施行令第2条第12号に規定する集じん施設によって集められたばいじんをいう。）	1.26
20　廃棄物処理法施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物	1.00

（特別徴収義務者としての登録等）

第5条　条例第10条第1項の規定による申請は、産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書（別記様式第8号）によってしなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）　廃棄物処理法第14条第6項又は第14条の4第6項及び第15条第1項の規定による知事の許可に係る許可証の写し

（2）　焼却施設又は最終処分場の見取図

3　所長は、条例第10条第2項の規定による特別徴収義務者としての登録を行ったときは、産業廃棄物税特別徴収義務者登録通知書（別記様式第9号）によって特別徴収義務者に通知しなければならない。

4　条例第10条第2項の産業廃棄物税特別徴収義務者証（以下「特別徴収義務者証」という。）の様式は、別記様式第10号によるものとする。

5　条例第10条第5項の規定による届出は、産業廃棄物税特別徴収義務消滅届出書（別記様式第11号）によってしなければならない。

6　条例第10条第6項の規定による届出は、産業廃棄物税特別徴収義務者登録事項変更届（別記様式第12号）によってしなければならない。

（特別徴収義務者証を紛失した場合の措置等）

第6条　条例第10条第2項の規定により特別徴収義務者証の交付を受けた者は、当該特別徴収義務者証を紛失し、又は著しく破損し、若しくは汚損したときは、遅滞なく、産業廃棄物税特別徴収義務者証再交付申請書（別記様式第13号）を所長に提出し、特別徴収義務者証の再交付を受けなければならない。

2　所長は、前項の申請書を受理し、紛失又は破損若しくは汚損の事実を確認したときは、遅滞なく、特別徴収義務者証を再交付しなければならない。

（納入申告書の様式）

第7条　条例第11条第1項の納入申告書の様式は、産業廃棄物税納入・納付申告書（別記様式第14号）によるものとする。

（担保の提供を免除する場合の要件及び担保の提供手続等）

第8条　条例第12条第1項の規則で定める要件は、同項の規定による徴収猶予の申請をした特別徴収義務者が当該徴収猶予の申請をした日前3年以内において産業廃棄物税に係る徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における産業廃棄物税に係る徴収金の納入状況からみてその徴収猶予された期間の末日までに当該徴収猶予に係る産業廃棄物税を納入することが確実と認められることとする。

2　条例第12条第1項の規定により徴収猶予の担保を提供する者は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の10の規定による担保の提供手続を行うほか、担保提供書（宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号。以下「県税規則」という。）別記様式第17号）を所長に提出しなければならない。

3　所長は、条例第12条第1項の規定により担保を徴した後当該担保の必要がなくなったため、当該担保の全部又は一部を解除する場合は、担保解除通知書（県税規則別記様式第20号）によって、当該担保の提供者に通知しなければならない。

（徴収猶予に係る申請及び通知）

第9条　条例第12条第2項の申請書の様式は、産業廃棄物税徴収猶予申請書（別記様式第15号）によるものとする。

2　所長は、前項の申請書を受理した場合において、その承認の適否を決定したときは、産業廃棄物税徴収猶予承認（不承認）通知書（別記様式第16号）によって通知しなければならない。

3　所長は、条例第12条第3項において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の3の規定により徴収猶予を取り消したときは、産業廃棄物税徴収猶予取消通知書（別記様式第17号）によって通知しなければならない。

一部改正〔平成27年規則5号〕

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請及び通知）

第10条　条例第13条第2項の申請書の様式は、産業廃棄物税徴収不納額等還付（納入義務免除）申請書（別記様式第18号）によるものとする。

2　条例第13条第4項の規定による通知は、産業廃棄物税徴収不能額等還付（納入義務免除）申請に対する決定通知書（別記様式第19号）によって行うものとする。

（納付申告書の様式）

第11条　条例第14条第1項の納付申告書の様式は、産業廃棄物税納入・納付申告書（別記様式第14号）によるものとする。

2　条例第14条第3項の修正申告書の様式は、産業廃棄物税修正申告書（別記様式第20号）によるものとする。

（減免の手続）

第12条　条例第15条第2項の申請書の様式は、産業廃棄物税減免申請書（別記様式第21号）によるものとする。

2　所長は、前項の申請書を受理した場合において、その承認の適否を決定したときは、産業廃棄物税減免承認（不承認）通知書（別記様式第22号）によって通知しなければならない。

（焼却施設又は最終処分場の設置等の届出書）

第13条　条例第16条第1項の届出書の様式は、焼却施設・最終処分場設置等届出書（別記様式第23号）によるものとする。

2　条例第16条第2項の規定による届出は、焼却施設・最終処分場届出事項変更届出書（別記様式第24号）によってしなければならない。

3　第1項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）　廃棄物処理法第15条第1項の規定による知事の許可に係る許可証の写し

（2）　焼却施設又は最終処分場の見取図

（更正及び決定に関する通知書）

第14条　条例第17条の通知書の様式は、産業廃棄物税更正・決定（加算金決定）通知書（別記様式第25号）によるものとする。

（帳簿の記載事項）
第15条　産業廃棄物税の特別徴収義務者及び申告納付者は、次に掲げる事項を焼却施設又は最終処分場ごとに、産業廃棄物の搬入の都度帳簿に記載するものとする。
（1）　産業廃棄物の搬入年月日
（2）　産業廃棄物の種類及び重量
（3）　産業廃棄物の体積（当該産業廃棄物の重量の測定が困難な場合に限る。）
（4）　条例第４条、第15条又は条例附則第５項の規定の適用の有無
（5）　特別徴収義務者にあっては、産業廃棄物の焼却処理又は埋立処分を委託した者の氏名又は名称及び廃棄物処理法第12条の３の規定により交付された産業廃棄物管理票の交付番号
（賦課徴収）
第16条　産業廃棄物税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、県税規則の定めるところによる。この場合において、県税規則第１条中「宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号。以下「条例」という。）」とあるのは「宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号。以下「条例」という。）及び宮崎県産業廃棄物税条例（平成16年宮崎県条例第41号）」と、県税規則第16条第２項中
「（6）　法第144条の30第１項及び第144条の31第１項、第４項若しくは第５項の規定によって、返還された軽油及び免税の用途に供した軽油に対応する軽油引取税に係る徴収金を還付する場合又は条例第59条の３の規定によって当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合」とあるのは、
「（6）　法第144条の30第１項及び第144条の31第１項、第４項若しくは第５項の規定によって、返還された軽油及び免税の用途に供した軽油に対応する軽油引取税に係る徴収金を還付する場合又は条例第59条の３の規定によって当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合
（7）　宮崎県産業廃棄物税条例（平成16年宮崎県条例第41号）第13条第１項の規定によって産業廃棄物税に係る徴収金を還付する場合又は同条例第13条第３項の規定によって当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合」とする。
２　この規則に定める様式のほか、所長は、産業廃棄物税の賦課徴収に係る文書の様式について、県税規則に定める様式に必要な補正を加えて使用することができる。
一部改正〔平成21年規則21号・27年５号〕
附　則
（施行期日）
１　この規則は、平成17年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（施行のために必要な準備）
２　第２条第２項及び第３項並びに第３条第２項及び第３項に規定する課税の免除に係る手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。
（条例附則第５項で規定する産業廃棄物）
３　条例附則第５項の規則で定める産業廃棄物は、次に掲げる産業廃棄物とする。
（1）　汚泥
（2）　廃酸
（3）　廃アルカリ
（液状の産業廃棄物に係る課税標準の特例等）
４　前項の産業廃棄物を焼却施設に搬入する場合における産業廃棄物税の課税標準は、水分に相当する重量を控除した重量とする。
５　前項の規定による水分に相当する重量の控除の適用を受けようとする事業者は、条例第３条第１号の搬入を行う場合にあっては、条例第11条第１項の表の左欄に掲げるそれぞれの期間における最初の搬入のときに、特別徴収義務者に対して、附則第３項各号に掲げる産業廃棄物に係る水分相当の重量を証明するに足る書類を提出しなければならない。
附　則（平成18年７月10日規則第65号）
（施行期日）
１　この規則は、平成19年１月１日から施行する。
（用紙に関する経過措置）
２　この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県産業廃棄物税条例施行規則別記様式第25号の用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。
附　則（平成19年４月１日規則第45号）
（施行期日）
１　この規則は、公布の日から施行する。
（用紙に関する経過措置）
２　この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県産業廃棄物税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。
附　則（平成19年12月３日規則第81号）
（施行期日）
１　この規則は、公布の日から施行する。
（用紙に関する経過措置）
２　この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県産業廃棄物税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。
附　則（平成20年３月31日規則第29号）
（施行期日）
１　この規則は、平成20年４月１日から施行する。
（用紙に関する経過措置）
２　この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県産業廃棄物税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。
附　則（平成21年３月31日規則第21号）
この規則は、平成21年４月１日から施行する。
附　則（平成27年３月20日規則第５号）
この規則は、平成28年１月１日から施行する。ただし、第９条第３項の改正規定は、公布の日から施行する。
附　則（平成28年１月７日規則第２号）
この規則は、平成28年４月１日から施行する。
附　則（平成28年９月15日規則第68号）
（施行期日）
１　この規則は、公布の日から施行する。
（用紙に関する経過措置）

2　この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県産業廃棄物税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附　則（令和3年3月29日規則第19号）

（施行期日）

1　この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

2　この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県産業廃棄物税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

別記

様式第1号（第2条関係）

産業廃棄物税課税免除対象施設承認申請書

<table>
<tr><td rowspan="4">付
受　印

宮崎県　県税・総務事務所長　殿

年　月　日</td><td rowspan="4">申請者</td><td>住所（所在地）</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名（名称及び代表者の氏名）</td><td></td></tr>
<tr><td>個人番号又は法人番号（右詰めで記載）</td><td></td></tr>
<tr><td>この申請に応答する係及び氏名</td><td>（電話番号　　）</td></tr>
<tr><td colspan="4">宮崎県産業廃棄物税条例施行規則第２条第２項の規定により、産業廃棄物税の課税免除対象施設としての承認を受けたいので、次のとおり申請します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">焼却施設の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">焼却施設の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">焼却施設の施設設置許可年月日及び許可番号</td><td>年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td>許可番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">焼却施設の区分</td><td colspan="2">宮崎県産業廃棄物税条例施行規則第２条第１項第　号該当</td></tr>
<tr><td colspan="2">焼却施設及び焼却処理等の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">搬入開始（予定）年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他参考事項</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注意）この申請書には、課税免除の要件に該当することを証明するに足る書類を添付してください。

一部改正〔平成20年規則29号・28年68号・令和3年19号〕

様式第2号（第2条関係）

産業廃棄物税課税免除対象施設承認（不承認）通知書

年　　月　　日

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）　殿

宮崎県　県税・総務事務所長　㊞

　　年　　月　　日付けで申請のあった産業廃棄物税の課税免除対象施設としての承認については、申請のとおり承認したので通知します。
次のとおり承認できません。

承認番号	第　　号

注意事項（不承認の場合は、その理由）

1　この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書（２通）は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。
2　処分の取消しの訴えは、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。）宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
（1）　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。
（2）　処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3）　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

一部改正〔平成20年規則29号・28年２号・令和３年19号〕

様式第３号（第２条、第３条関係）

産業廃棄物税課税免除事由消滅届出書

付
受　印

宮崎県　県税・総務事務所長　殿 年　月　日	届出者	住所（所在地）	
		氏名（名称及び代表者の氏名）	
		個人番号又は法人番号（右詰めで記載）	
		この届出に応答する係及び氏名	（電話番号　　）

宮崎県産業廃棄物税条例施行規則第２条第４項
第３条第４項の規定により、次のとおり届け出ます。

課税免除承認番号	第　　号
課税免除事由消滅年月日	年　月　日
課税免除事由が消滅した理由	

一部改正〔平成20年規則29号・28年68号・令和３年19号〕

様式第４号（第２条関係）

産業廃棄物税課税免除対象施設承認取消通知書

年　　月　　日

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）　殿

宮崎県　県税・総務事務所長　㊞

年　　月　　日付け第　　号で通知した産業廃棄物税に係る課税免除対象施設の承認については、次の理由により取り消したので通知します。

課税免除事由消滅年月日	年　　月　　日

（理由）

1　この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書（２通）は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。
2　処分の取消しの訴えは、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。）宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(１)から(３)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
（１）　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。
（２）　処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（３）　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

一部改正〔平成20年規則29号・28年２号・令和３年19号〕

様式第５号（第３条関係）

産業廃棄物税課税免除承認申請書

付

受　印

宮崎県　県税・総務事務所長　殿

年　月　日

申請者		
	住所（所在地）	
	氏名（名称及び代表者の氏名）	
	個人番号又は法人番号（右詰めで記載）	
	この申請に応答する係及び氏名	（電話番号　　）

宮崎県産業廃棄物税条例施行規則第３条第２項の規定により、産業廃棄物税の課税免除の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

処分方法等	１　他者に焼却処理又は埋立処分を委託 （主要な委託先　　）
	２　自ら焼却処理又は埋立処分を実施 （１）　施設の種類及び処理能力 ア　焼却施設（　　kg／h） イ　最終処分場（　　m^3　）
	（２）　焼却施設又は最終処分場の所在地
	（３）　焼却施設又は最終処分場の施設設置許可年月日及び許可番号 ア　許可年月日　　年　月　日 イ　許可番号

宮崎県産業廃棄物税条例施行規則第３条第１項第３号ア及びイに関する事項	製造している製品	
	産業廃棄物の種類	
	有効な排出抑制方法及び再生利用方法が確立していない理由	
宮崎県産業廃棄物税条例施行規則第３条第１項第３号ウに関する事項	競合事業者における産業廃棄物の排出抑制方法及び再生利用の状況	
	競合事業者に対する産業廃棄物に係る地方税の課税状況	
その他参考事項		

（注意）この申請書には、課税免除の対象となることを証明するに足る書類を添付してください。

一部改正〔平成20年規則29号・28年68号・令和３年19号〕

様式第６号（第３条関係）

産業廃棄物税課税免除承認（不承認）通知書

年　　月　　日

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）　殿

宮崎県　県税・総務事務所長　㊞

年　　月　　日付けで申請のあった産業廃棄物税の課税免除に係る承認については、申請のとおり承認したので通知します。
次の理由により承認できません。

承認番号	第　　号

注意事項（不承認の場合は、その理由）

1　この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書（２通）は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。
2　処分の取消しの訴えは、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。）宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
（1）　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。
（2）　処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3）　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

一部改正〔平成20年規則29号・28年２号・令和３年19号〕

様式第７号（第３条関係）

産業廃棄物税課税免除承認取消通知書

年　　月　　日

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）　殿

宮崎県　県税・総務事務所長　㊞

年　　月　　日付け第　　号で承認した産業廃棄物税に係る課税免除の承認については、次の理由により取り消したので通知します。

課税免除事由消滅年月日	年　　月　　日

（理由）

1　この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書（２通）は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。
2　処分の取消しの訴えは、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。）宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(１)から(３)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
（１）　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。
（２）　処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（３）　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

一部改正〔平成20年規則29号・28年２号・令和３年19号〕

様式第８号（第５条関係）

産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書

付 受　印 宮崎県　県税・総務事務所長　殿 年　月　日	申請者	住所（所在地）	
		氏名（名称及び代表者の氏名）	
		個人番号又は法人番号（右詰めで記載）	
		この申請に応答する係及び氏名	（電話番号　　）

宮崎県産業廃棄物税条例第10条第１項の規定により、産業廃棄物税の特別徴収義務者としての登録を申請します。

施設の種類及び処理能力	１　焼却施設（　　kg／h） ２　最終処分場（　　m³）
焼却施設又は最終処分場の所在地	
焼却施設又は最終処分場の名称	
焼却処理又は埋立処分の開始（予定）年月日	年　月　日
焼却施設又は最終処分場の施設設置許可年月日	年　月　日
重量測定の可否	１　可（最小目盛の単位　　）　２　不可
他の産業廃棄物処理施設の有無	１　有　（所在地　　） （許可の種類　　） ２　無
その他参考事項	

（注意）１　複数の施設を有する場合は、施設ごとに申請書を提出してください。
２　この申請書には、宮崎県産業廃棄物税条例施行規則第５条第２項に掲げる書類を添付してください。

一部改正〔平成20年規則29号・28年68号・令和３年19号〕

様式第９号（第５条関係）

産業廃棄物税特別徴収義務者登録通知書	
年　月　日 住所（所在地） 氏名（名称及び代表者の氏名）　殿 宮崎県　県税・総務事務所長　印 宮崎県産業廃棄物税条例第10条第２項の規定により、産業廃棄物税の特別徴収義務者として次のとおり登録しましたので通知します。	
施設の区分	
登録番号	第　　号
登録年月日	年　　月　　日
焼却施設又は最終処分場の所在地	
焼却施設又は最終処分場の名称	
重量測定の可否	１　可（最小目盛の単位　　）　　２　不可
他の産業廃棄物処理施設の有無	１　有　（所在地　　） （許可の種類　　） ２　無
その他	

注意事項

１　この通知書と同時に交付する産業廃棄物税特別徴収義務者証は、当該焼却施設又は最終処分場の公衆の見やすい箇所に掲示してください。

２　納期限までに、徴収すべき産業廃棄物税に係る課税標準量たる重量及び税額等を記入した納入申告書によって申告し、納入金は納入書によって宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関又は県税・総務事務所に納入しなければなりません。

３　納入すべき税額がない場合でも納入申告書は提出しなければなりません。

４　登録した事項に変更が生じた場合は、変更が生じた日から５日以内に産業廃棄物税特別徴収義務者登録事項変更届を提出しなければなりません。

５　焼却施設又は最終処分場ごとに帳簿を備え、産業廃棄物の搬入の都度その搬入年月日等その他必要な事項を記載しなければなりません。

一部改正〔平成19年規則81号・20年29号〕

様式第10号（第5条関係）

備考　アルミはく製とし、大きさは、縦９センチメートル、横4.5センチメートルとする。

板面地色は銀色とし、「産」の模様と枠は青色とし、文字は黒色とすること。

様式第11号（第5条関係）

産業廃棄物税特別徴収義務消滅届出書

付 受　印 宮崎県　県税・総務事務所長　殿 年　月　日	届出者	住所（所在地）	
		氏名（名称及び代表者の氏名）	
		個人番号又は法人番号（右詰めで記載）	
		この届出に応答する係及び氏名	（電話番号　　）

宮崎県産業廃棄物税条例第10条第５項の規定により、次のとおり届け出るとともに、産業廃棄物税特別徴収義務者証を返納します。

登録番号	第　　号
焼却施設又は最終処分場の所在地	
焼却施設又は最終処分場の名称	
特別徴収義務消滅年月日	年　月　日
特別徴収の義務が消滅した理由	
その他参考事項	

（注意）この届出書には、返納する産業廃棄物税特別徴収義務者証及び特別徴収義務が消滅したことを証明するに足る書類を添付してください。

一部改正〔平成20年規則29号・28年68号・令和3年19号〕

様式第12号（第5条関係）

産業廃棄物税特別徴収義務者登録事項変更届

付 受　印 宮崎県　県税・総務事務所長　殿 年　月　日	届出者	住所（所在地）	
		氏名（名称及び代表者の氏名）	
		個人番号又は法人番号（右詰めで記載）	
		この届出に応答する係及び氏名	（電話番号　　）

宮崎県産業廃棄物税条例第10条第６項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号	第　　号	
変更年月日	年　月　日	
変更事項	変更前	変更後
特別徴収義務者の住所（所在地）		
特別徴収義務者の氏名（名称）		
焼却施設又は最終処分場の所在地		
焼却施設又は最終処分場の名称		
その他		

（注意）産業廃棄物処分業の許可に関する変更があった場合は、変更後の許可証の写しを添付してください。

一部改正〔平成20年規則29号・28年68号・令和３年19号〕

様式第13号（第6条関係）

産業廃棄物税特別徴収義務者証再交付申請書

付 受　印 宮崎県　県税・総務事務所長　殿 年　月　日	申請者	住所（所在地）	
		氏名（名称及び代表者の氏名）	
		個人番号又は法人番号（右詰めで記載）	
		この申請に応答する係及び氏名	（電話番号　　）

宮崎県産業廃棄物税条例施行規則第６条第１項の規定により、産業廃棄物税特別徴収義務者証の再交付を申請します。

登録番号	第　　号
焼却施設又は最終処分場の所在地	
焼却施設又は最終処分場の名称	
特別徴収義務者証の再交付の申請理由	１　紛失　　２　破損　　３　汚損
紛失又は破損若しくは汚損した年月日	年　　月　　日
紛失又は破損若しくは汚損の理由	
その他参考事項	

一部改正〔平成20年規則29号・28年68号・令和３年19号〕

様式第14号（第7条、第11条関係）

産業廃棄物税納入・納付申告書

付

受　印

宮崎県　　県税・総務事務所長　殿

年　　月　　日

		登録番号	
	申告者	住所（所在地）	
		氏名（名称及び代表者の氏名）	
		個人番号又は法人番号（右詰めで記載）	
		この申告に応答する係及び氏名	（電話番号　　）
		施設の名称	

申告の対象期間	年　月　日から　年　月　日まで		
搬入の区分	委託契約による搬入	委託契約以外による搬入	合計
申告の対象期間中の産業廃棄物の搬入量	①　．　トン	②　．　トン	③（①＋②）　．　トン
条例第４条により課税を免除される搬入量	④　．　トン	⑤　．　トン	⑥（④＋⑤）　．　トン
規則附則第３項各号の産業廃棄物に係る水分相当重量（焼却施設のみ）	⑦　．　トン	⑧　．　トン	⑨（⑦＋⑧）　．　トン
課税標準となる搬入量	⑩（①－④－⑦）　．　トン	⑪（②－⑤－⑧）　．　トン	⑫（⑩＋⑪）　．　トン
申告納入税額 ⑩×｛800円（焼却施設） 1000円（最終処分場）	⑬　円		
申告納付税額 ⑪×｛800円（焼却施設） 1000円（最終処分場）	⑭　円		
合計税額	⑬＋⑭　円		
その他参考事項			

（注意）１　複数の施設がある場合は、施設ごとに提出してください。
２　この申告書は、附表を添付して提出してください。
３　①～⑫の欄は、重量を記載し、0.001トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
４　税額の欄（⑬～⑭）は、円の単位まで記載し、１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
５　申告書の提出期限後に申告納入（納付）した場合は、延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。

一部改正〔平成20年規則29号・28年68号・令和３年19号〕

様式第14号附表１（第７条、第11条関係）

委託契約分　委託契約以外分

施設の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

産業廃棄物の搬入量に関する明細書					
申告の対象期間	年　月　日から　年　月　日まで				
産業廃棄物の種類	搬入重量（トン）A	重量の測定が困難な場合			合計重量（トン）E＝A＋D
		体積（m^3）B	換算係数C	換算重量（トン）D＝B×C	
燃え殻	.	.	1.14	.	.
汚泥	.	.	1.10	.	.
廃油	.	.	0.90	.	.
廃酸	.	.	1.25	.	.
廃アルカリ	.	.	1.13	.	.
廃プラスチック類	.	.	0.35	.	.
紙くず	.	.	0.30	.	.
木くず	.	.	0.55	.	.
繊維くず	.	.	0.12	.	.
動物又は植物に係る固形状の不要物	.	.	1.00	.	.
獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物	.	.	1.00	.	.
ゴムくず	.	.	0.52	.	.
金属くず	.	.	1.13	.	.
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	.	.	1.00	.	.
鉱さい	.	.	1.93	.	.
工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	.	.	1.48	.	.
動物のふん尿	.	.	1.00	.	.
動物の死体	.	.	1.00	.	.
ばいじん	.	.	1.26	.	.
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物	.	.	1.00	.	.
合　計	.			.	申告書の①又は②に移記 .

（注意）１　この附表は、産業廃棄物税納入・納付申告書（様式第14号）に添付して提出してください。

２　A、B、Dに小数点第３位未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。

様式第14号附表２（第7条、第11条関係）

施設の名称

課税免除に関する明細書							
申告の対象期間	年　月　日から　年　月　日まで						
産業廃棄物の種類	搬入重量（トン）A	重量の測定が困難な場合			合計重量（トン）E＝A＋D	うち委託契約以外	課税免除の対象となる理由
		体積（m^3）B	換算係数 C	換算重量（トン）D＝B×C			
	・	・		・	・	・	
	・	・		・	・	・	
	・	・		・	・	・	
	・	・		・	・	・	
	・	・		・	・	・	
	・	・		・	・	・	
合　計	・			・	申告書の⑥に移記 ・	申告書の⑤に移記 ・	

（注意）１　この附表は、産業廃棄物税納入・納付申告書（様式第14号）に添付して提出してください。
　　２　A、B、Dに小数点第３位未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。

様式第14号附表３（第7条、第11条関係）

施設の名称

課税の特例に関する明細書								
申告の対象期間	年　月　日から　年　月　日まで							
液状の産業廃棄物の種類（汚泥・廃酸・廃アルカリ）	搬入重量（トン）A	重量の測定が困難な場合			合計重量（トン）E＝A＋D	含水率（%）F	水分相当重量 G＝E×F	うち委託契約以外
		体積（m^3）B	換算係数 C	換算重量（トン）D＝B×C				
	・	・		・	・	・	・	・
	・	・		・	・	・	・	・
	・	・		・	・	・	・	・
	・	・		・	・	・	・	・
	・	・		・	・	・	・	・
	・	・		・	・	・	・	・
合　計	・			・	・	・	申告書の⑨に移記 ・	申告書の⑧に移記 ・

（注意）１　この附表は、産業廃棄物税納入・納付申告書（様式第14号）に添付して提出してください。
　　２　含水率は、小数点第２位を切り上げてください。
　　３　同じ種類の産業廃棄物で異なる含水率を適用するものがある場合、含水率ごとに分けて書いてください。
　　４　A、B、D、Gに小数点第３位未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。

様式第15号（第9条関係）

産業廃棄物税徴収猶予申請書

付

受　印

宮崎県　県税・総務事務所長　殿

年　月　日

特別徴収義務者	住所（所在地）	
	氏名（名称及び代表者の氏名）	
	この申請に応答する係及び氏名	（電話番号　　）

宮崎県産業廃棄物税条例第12条第２項の規定により、次のとおり産業廃棄物税の徴収猶予を申請します。

登録番号	第　　号		
年月分	年　月から　年　月分	申告した産業廃棄物税額	円
納期限	年　月　日	徴収猶予申請額	円
徴収猶予を受けようとする期間	年　月　日から 年　月　日まで		日間

納期限までに受け取れなかったものの内訳						
搬入年月日	搬入した者		搬入した産業廃棄物の重量	売掛金に相当する産業廃棄物の重量	売掛金に相当する産業廃棄物税額
	住所（所在地）	氏名（名称）			
			トン	トン	円
計					

提供する担保	

（注意）この申請書には、徴収猶予を必要とする理由を証明するに足る書類を添付してください。

一部改正〔平成20年規則29号・令和3年19号〕

様式第16号（第9条関係）

産業廃棄物税徴収猶予承認（不承認）通知書

年　　月　　日

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）　殿

宮崎県　県税・総務事務所長　㊞

ついては、年　　月　　日付けで申請のあった産業廃棄物税に係る徴収猶予の申請に次のとおり承認したので通知します。
次の理由により承認できませんので、直ちに納入してください。

登録番号	第　　号
徴収猶予承認期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで　　日間

納期限までに受け取れなかったものの内訳	搬入年月日	搬入した者		搬入した産業廃棄物の重量	売掛金に相当する産業廃棄物の重量	売掛金に相当する産業廃棄物税額
		住所（所在地）	氏名（名称）			
				トン	トン	円
	計					

注意事項（不承認の場合は、その理由）

1　この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書（２通）は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。
2　処分の取消しの訴えは、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。）宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の（１）から（３）までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
（１）　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。
（２）　処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（３）　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

一部改正〔平成20年規則29号・28年２号・令和３年19号〕

様式第17号（第９条関係）

産業廃棄物税徴収猶予取消通知書

年　月　日

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）　殿

宮崎県　県税・総務事務所長　㊞

年　月　日付けであなたの下記の産業廃棄物税に係る徴収猶予は、次の理由により取り消したので、　月　日　までに納入してください。

登録番号	第　　号			
徴収猶予取消額	納期限	年　月　日	税額	円
根拠規定	地方税法第　条　第　項（第　号）			
取消しの理由				

1　この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書（２通）は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。
2　処分の取消しの訴えは、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。）宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
（1）　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。
（2）　処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3）　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

一部改正〔平成20年規則29号・28年２号・令和３年19号〕
様式第18号（第10条関係）

産業廃棄物税徴収不能額等還付（納入義務免除）申請書

付

受　印

宮崎県　県税・総務事務所長　殿

年　月　日

申請者		
	住所（所在地）	
	氏名（名称及び代表者の氏名）	
	個人番号又は法人番号（右詰めで記載）	
	この申請に応答する係及び氏名	（電話番号　　）

宮崎県産業廃棄物税条例第13条第２項の規定により、産業廃棄物税の還付（納入義務免除）を申請します。

登録番号	第　　号		
焼却施設又は最終処分場の所在地		焼却施設又は最終処分場の名称	
課税標準となる産業廃棄物の重量の合計	トン	還付又は納入義務の免除を受けようとする額の総額	円

区分	年　月分	年　月分	年　月分	合計
還付又は納入義務の免除の別				
産業廃棄物の処理料金の金額　(ア)	円	円	円	円
(ア)のうち既に受け取った金額	円	円	円	円
課税標準となる産業廃棄物の搬入重量　(イ)	トン	トン	トン	トン
納入すべき産業廃棄物税額　(ウ)	円	円	円	円
(ウ)のうち既に納入した税額	円	円	円	円
納入年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
還付又は納入義務の免除を受けようとする額	円	円	円	円
産業廃棄物を搬入した者の住所及び氏名（法人にあっては法人の名称及び代表者の氏名）				
還付又は納入義務の免除を受けようとする理由				
その他参考となる事由				

（注意）この申請書には、産業廃棄物税の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明するに足る書類を添付してください。

一部改正〔平成20年規則29号・28年68号・令和３年19号〕

様式第19号（第10条関係）

産業廃棄物税徴収不能額等還付（納入義務免除）
申請に対する決定通知書

年　月　日

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）　殿

宮崎県　県税・総務事務所長　㊞

年　月　日付けで提出された産業廃棄物税に係る徴収不能額の還付（納入義務免除）の申請について、次のとおり決定しましたので通知します。

1　申請のとおり還付（免除）する。
2　申請額の　　円のうち　　円を還付（免除）する。
3　還付（免除）は認められない。

還付（免除）を認めない理由	

1　この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書（２通）は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。
2　処分の取消しの訴えは、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。）宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(１)から(３)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
（１）　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。
（２）　処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（３）　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

一部改正〔平成20年規則29号・28年２号・令和３年19号〕
様式第20号（第11条関係）

産業廃棄物税修正申告書

付
受　　印

宮崎県　県税・総務事務所長　殿 年　月　日		登録番号	
	申告者	住所（所在地）	
		氏名（名称及び代表者の氏名）	
		個人番号又は法人番号（右詰めで記載）	
		この申告に応答する係及び氏名	（電話番号　　）
		施設の名称	

委託契約以外による搬入	申告の対象期間		年　月　日から　年　月　日まで	
	申告の対象期間中の産業廃棄物の搬入量	①	当初申告	.　トン
		②	修正申告	.　トン
	条例第４条により課税を免除される搬入量	③	当初申告	.　トン
		④	修正申告	.　トン
	規則附則第３項各号の産業廃棄物に係る水分相当重量（焼却施設のみ）	⑤	当初申告	.　トン
		⑥	修正申告	.　トン
	課税標準となる搬入量	⑦	当初申告	.　トン
		⑧	修正申告	.　トン
	修正申告税額 ⑧×｛800円（焼却施設） 1000円（最終処分場）	⑨		円
	当初申告税額 ⑦×｛800円（焼却施設） 1000円（最終処分場）	⑩		円
	差引増差税額（この修正申告により納付すべき税額）（⑨－⑩）	⑪		円
その他参考事項				

（注意）１　複数の施設がある場合、施設ごとに提出してください。
２　この申告書は、附表を添付して提出してください。
３　①～⑧の欄は、重量を記載し、0.001トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
４　税額の欄（⑨～⑪）は、円の単位まで記載し、１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
５　この修正申告に伴い、延滞金のほか、過少申告加算金が徴収される場合があります。

一部改正〔平成20年規則29号・28年68号・令和３年19号〕
様式第20号附表１（第11条関係）

施設の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

産業廃棄物の搬入量に関する明細書					
修正申告の対象期間	年　月　日から　年　月　日まで				
産業廃棄物の種類	搬入重量（トン）A	重量の測定が困難な場合			合計重量（トン）E＝A＋D
		体積（m^3）B	換算係数 C	換算重量（トン）D＝B×C	
燃え殻	.	.	1.14	.	.
汚泥	.	.	1.10	.	.
廃油	.	.	0.90	.	.
廃酸	.	.	1.25	.	.
廃アルカリ	.	.	1.13	.	.
廃プラスチック類	.	.	0.35	.	.
紙くず	.	.	0.30	.	.
木くず	.	.	0.55	.	.
繊維くず	.	.	0.12	.	.
動物又は植物に係る固形状の不要物	.	.	1.00	.	.
動物及び食鳥に係る固形状の不要物	.	.	1.00	.	.
ゴムくず	.	.	0.52	.	.
金属くず	.	.	1.13	.	.
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	.	.	1.00	.	.
鉱さい	.	.	1.93	.	.
工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	.	.	1.48	.	.
動物のふん尿	.	.	1.00	.	.
動物の死体	.	.	1.00	.	.
ばいじん	.	.	1.26	.	.
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第２条第13号に規定する産業廃棄物	.	.	1.00	.	.
合　計	.			.	申告書の②に移記 .

（注意）１　この附表は、産業廃棄物税修正申告書（様式第20号）に添付して提出してください。

２　A、B、Dに小数点第３位未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。

様式第20号附表２（第11条関係）

施設の名称

課税免除に関する明細書						
修正申告の対象期間	年　月　日から　年　月　日まで					
産業廃棄物の種類	搬入重量（トン）A	重量の測定が困難な場合			合計重量（トン）E＝A＋D	課税免除の対象となる理由
		体積（m^3）B	換算係数 C	換算重量（トン）D＝B×C		
	・	・		・	・	
	・	・		・	・	
	・	・		・	・	
	・	・		・	・	
	・	・		・	・	
	・	・		・	・	
合　計	・			・	申告書の④に移記 ・	

（注意）１　この附表は、産業廃棄物税修正申告書（様式第20号）に添付して提出してください。
　　２　A、B、Dに小数点第３位未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。

様式第20号附表３（第11条関係）

施設の名称

課税の特例に関する明細書							
修正申告の対象期間	年　月　日から　年　月　日まで						
液状の産業廃棄物の種類（汚泥・廃酸・廃アルカリ）	搬入重量（トン）A	重量の測定が困難な場合			合計重量（トン）E＝A＋D	含水率（%）F	水分相当重量 G＝E×F
		体積（m^3）B	換算係数 C	換算重量（トン）D＝B×C			
	・	・		・	・	・	・
	・	・		・	・	・	・
	・	・		・	・	・	・
	・	・		・	・	・	・
	・	・		・	・	・	・
	・	・		・	・	・	・
合　計	・			・	・		申告書の⑥に移記 ・

（注意）１　この附表は、産業廃棄物税修正申告書（様式第20号）に添付して提出してください。
　　２　含水率は、小数点第２位を切り上げてください。
　　３　同じ種類の産業廃棄物で異なる含水率を適用するものがある場合、含水率ごとに分けて書いてください。
　　４　A、B、D、Gに小数点第３位未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。

様式第21号（第12条関係）

産業廃棄物税減免申請書

付 受　印 宮崎県　県税・総務事務所長　殿 年　月　日	申請者	住所（所在地）	
		氏名（名称及び代表者の氏名）	
		個人番号又は法人番号（右詰めで記載）	
		この申請に応答する係及び氏名	（電話番号　　）
宮崎県産業廃棄物税条例第15条第２項の規定により、産業廃棄物税の減免を申請します。			
被災年月日	年　月　日		
災害の種類			
申請の理由			

（注意）この申請書には、減免を受けようとする理由を証明するに足る書類を添付してください。

一部改正〔平成20年規則29号・28年68号・令和３年19号〕

様式第22号（第12条関係）

産業廃棄物税減免承認（不承認）通知書

年　　月　　日

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）　殿

宮崎県　県税・総務事務所長　㊞

年　　月　　日付けで提出された産業廃棄物税に係る減免申請について、次のとおり決定しましたので通知します。

1　次のとおり減免する。
（1）　減免する期間
（2）　減免する税額等

2　減免は認められない。

減免を認めない理由	

1　この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書（２通）は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。
2　処分の取消しの訴えは、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。）宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
（1）　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。
（2）　処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3）　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（注意）1　申請内容に誤りがあった場合は、減免を取り消すことがあります。
2　減免が認められない場合でも、地方税法第15条第１項の規定により納税の猶予が認められる場合があります。

一部改正〔平成20年規則29号・28年２号・令和３年19号〕

様式第23号（第13条関係）

焼却施設・最終処分場設置等届出書

付
受　印

宮崎県　県税・総務事務所長　殿

年　月　日

届出者		
	住所（所在地）	
	氏名（名称及び代表者の氏名）	
	個人番号又は法人番号（右詰めで記載）	
	この届出に応答する係及び氏名	（電話番号　　）

宮崎県産業廃棄物税条例第16条第１項の規定により、焼却施設（最終処分場）の設置等について届け出ます。

保有の区分	1　自己保有　2　借用（保有者　　）
施設の種類及び処理能力	1　焼却施設（　　kg／h） 2　最終処分場（　　m^3）
焼却施設又は最終処分場の所在地	
焼却施設又は最終処分場の名称	
焼却処理又は埋立処分の開始（予定）年月日	年　月　日
焼却施設又は最終処分場の施設設置許可年月日	年　月　日
重量測定の可否	1　可（最小目盛の単位　　）　2　不可
他の産業廃棄物処理施設の有無	1　有　（所在地　　） （許可の種類　　） 2　無
その他参考事項	

（注意）１　複数の施設を有する場合は、施設ごとに申請書を提出してください。
２　この届出書には、宮崎県産業廃棄物税条例施行規則第13条第３項に掲げる書類を添付してください。

一部改正〔平成20年規則29号・28年68号・令和３年19号〕

様式第24号（第13条関係）

焼却施設・最終処分場届出事項変更届出書

付 受　印 宮崎県　県税・総務事務所長　殿 年　月　日	届出者	住所（所在地）	
		氏名（名称及び代表者の氏名）	
		個人番号又は法人番号（右詰めで記載）	
		この届出に応答する係及び氏名	（電話番号　　）

宮崎県産業廃棄物税条例第16条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更年月日	年　月　日	
変更事項	変更前	変更後
保有の区分		
申告納付者の住所（所在地）		
申告納付者の氏名（名称）		
焼却施設又は最終処分場の所在地		
焼却施設又は最終処分場の名称		
重量測定の可否		
他の産業廃棄物処理施設の有無		
その他		

（注意）この届出書には、変更の内容を証明するに足る書類を添付してください。

一部改正〔平成20年規則29号・28年68号・令和３年19号〕

様式第25号（第14条関係）

産業廃棄物税更正・決定（加算金決定）通知書

住（居）所（所在地）

氏名（名称）　　殿

次のとおり更正（決定）したので通知します。

年　月　日

宮崎県　　県税・総務事務所長　　印

登録番号	
指定納期限	年　月　日

実績年月	区分	本税		加算金				摘要
		課税標準量	税額	区分		基本税額	率	金額	
年月分	確定額等	トン	円	過少申告加算金	通常	円	%	②	申告年月日
					加算			③	
	既確定額等			不申告加算金	通常			④	
					加算			⑤	申告期限
	差引額等		①	重加算金				⑥	
				納付(納入)すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)					
年月分	確定額等			過少申告加算金	通常			②	申告年月日
					加算			③	
	既確定額等			不申告加算金	通常			④	
					加算			⑤	申告期限
	差引額等		①	重加算金				⑥	
				納付(納入)すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)					
年月分	確定額等			過少申告加算金	通常			②	申告年月日
					加算			③	
	既確定額等			不申告加算金	通常			④	
					加算			⑤	申告期限
	差引額等		①	重加算金				⑥	
				納付(納入)すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)					
合計	確定額等			過少申告加算金	通常			②	
					加算			③	
	既確定額等			不申告加算金	通常			④	
					加算			⑤	
	差引額等		①	重加算金				⑥	
				納付(納入)すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)					
延滞金		法律により計算した金額							
更正（決定）の理由									

不足税額等については、同封の納付（納入）書によって指定納期限までに、宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関又は県税・総務事務所で納付し、又は納入してください。

注意

1　この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書（２通）は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。

2　処分の取消しの訴えは、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。）宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

（1）　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

（2）　処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（3）　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

全部改正〔平成18年規則65号〕、一部改正〔平成19年規則45号・81号・20年29号・28年２号・68号・令和３年19号〕